

〔 資料編 〕

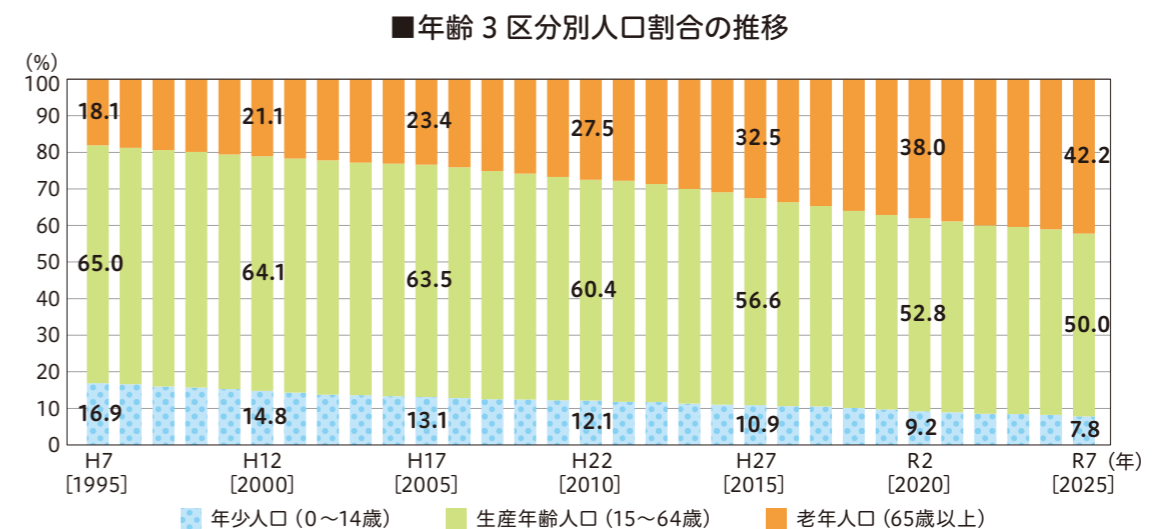
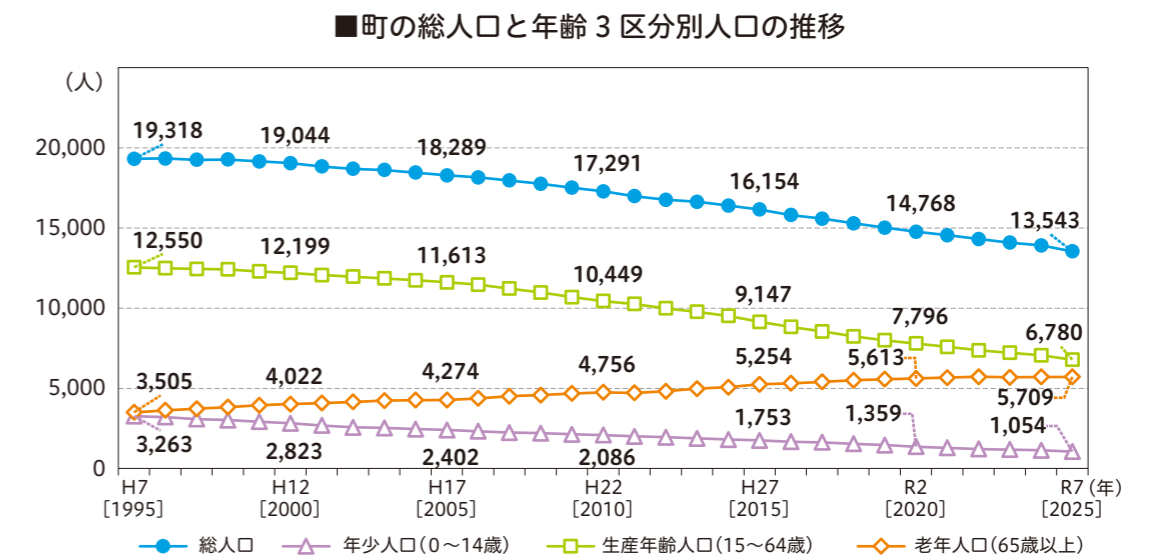
① データから見る町の概況

(1) 町の人口動向

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

総人口は減少で推移しています。また、年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口及び生産年齢人口は減少で推移する一方で、老年人口は増加で推移しています。

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少、老年人口の割合は増加しています。



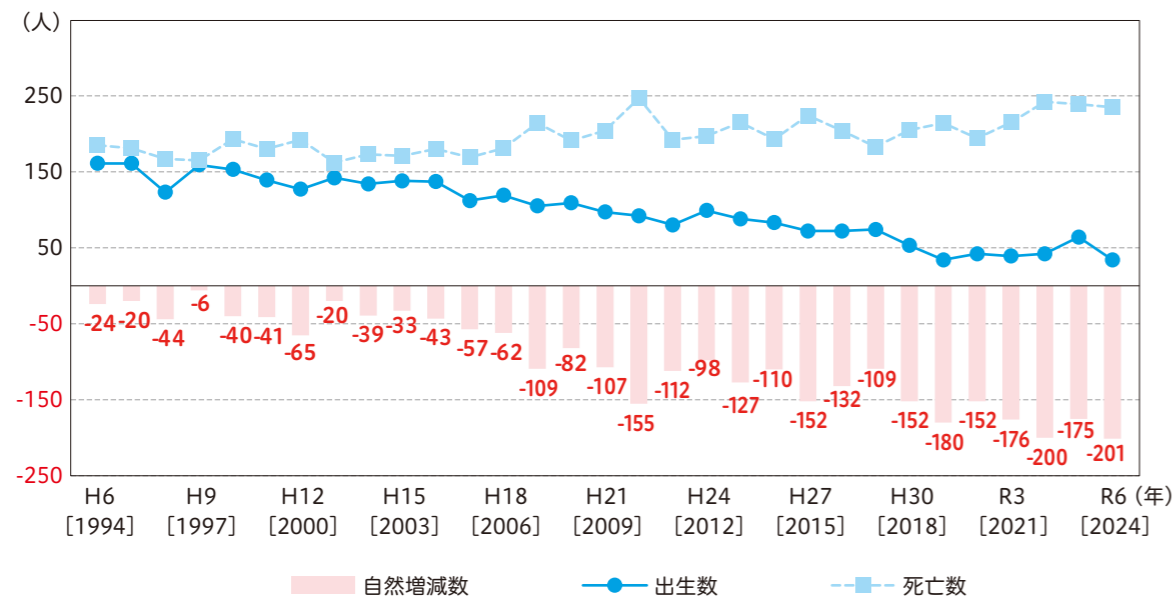
資料：総務省「住民基本台帳」※ H7～H25は3月31日時点、H26～は1月1日時点

② 自然増減・社会増減

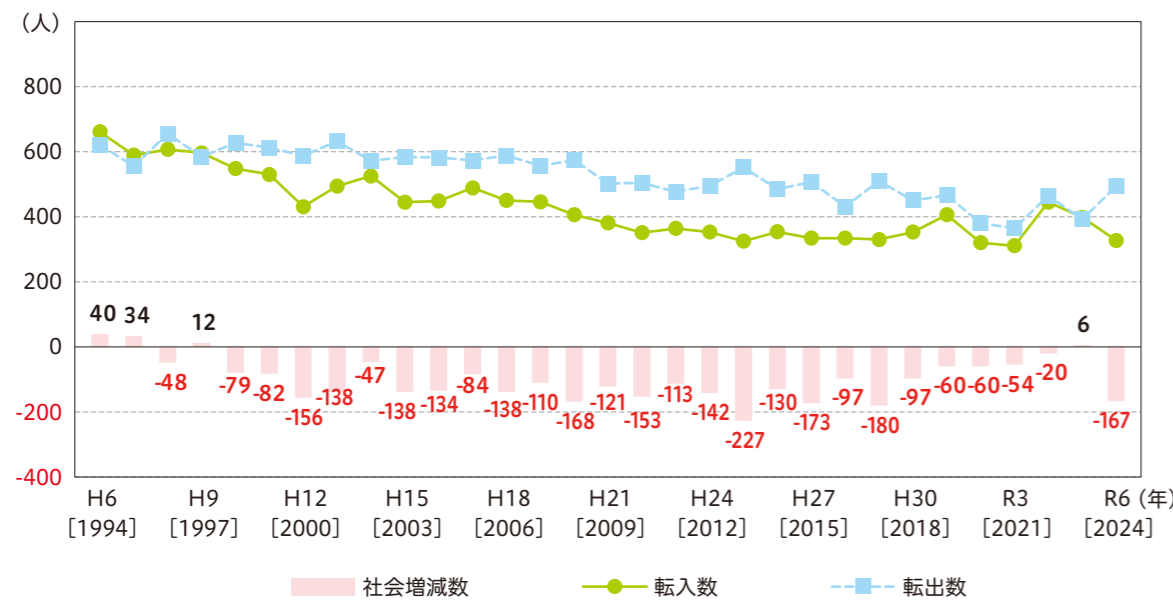
自然増減（出生数と死亡数の差）を見ると、自然減で推移するとともに、平成13～15年頃を境に出生数と死亡数の差が次第に拡大する傾向が見られます。

社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、年毎に増減はあるものの、平成10年以降は令和5年を除き社会減で推移しています。

■自然増減の推移



■社会増減の推移



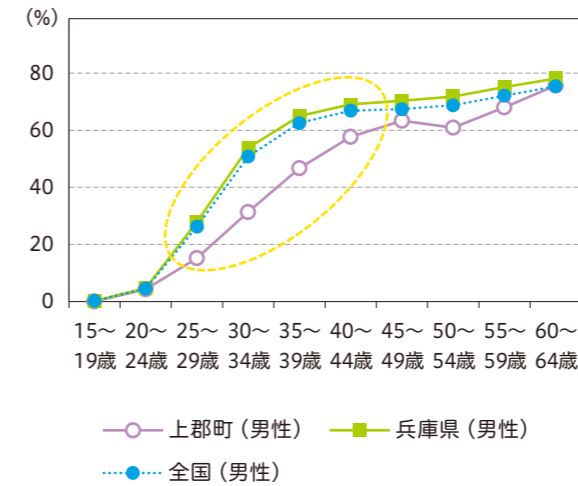
資料：総務省「住民基本台帳」（H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日）

③ 自然増減に関わる要因

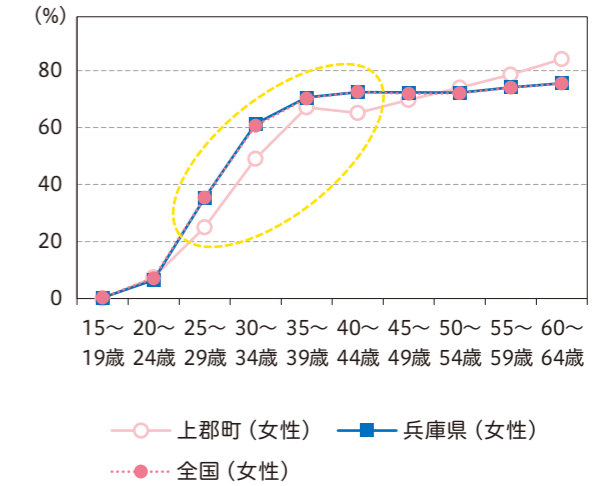
婚姻の状況を示す有配偶率について、子育ての中心世代と言える25～44歳を見ると、全国及び兵庫県より低くなっています。

また、近年の合計特殊出生率（平成30年～令和4年の値）は1.08であり、全国及び兵庫県を下回っています。

■有配偶率（男性）

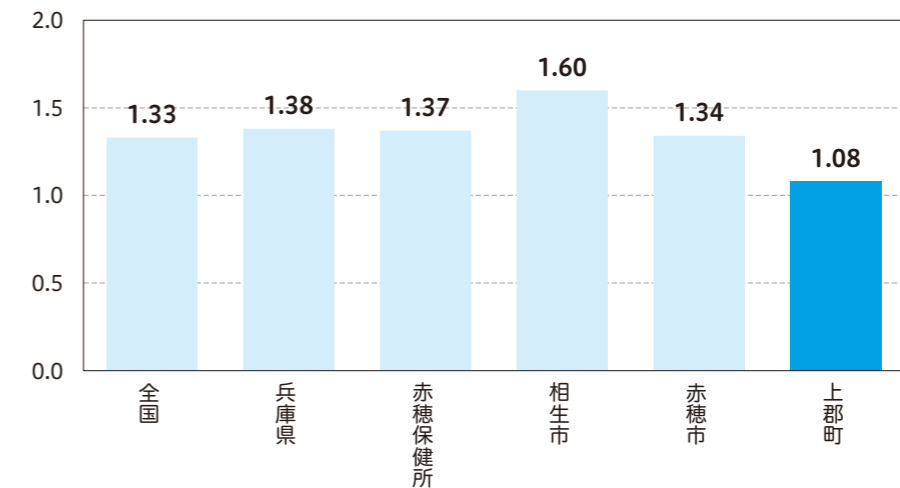


■有配偶率（女性）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

■合計特殊出生率（ベイズ推定値^(※1)）

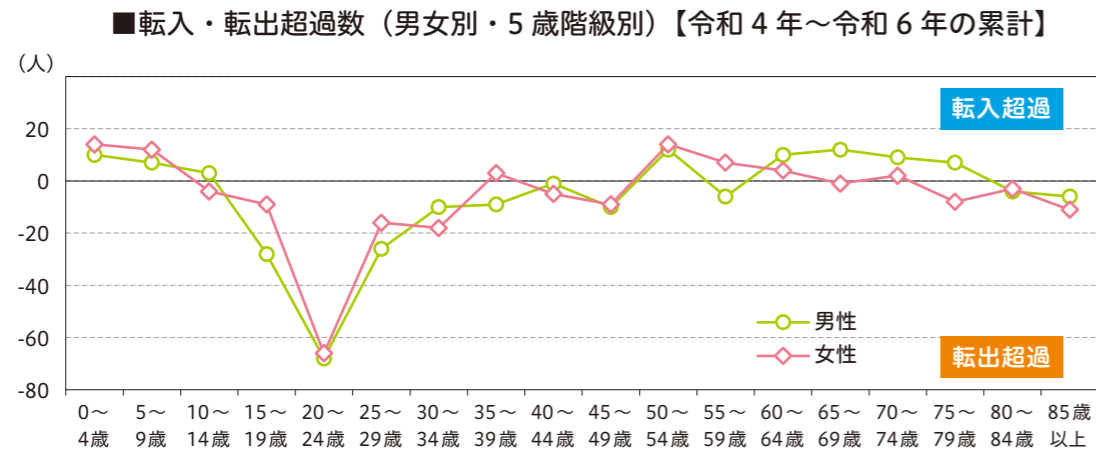


資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」※平成30年～令和4年の値

(※1)「ベイズ推定値」：市町村等の標準化死亡率や合計特殊出生率の算出において、地域間比較や経年比較に耐えうる安定性の高い指標を求め、ベイズ統計学的手法を用いて偶然変動の影響を減少させた推定値。

④ 社会増減に関わる要因

転入・転出超過数（令和4年～令和6年の累計）を見ると、0～14歳、35～39歳、50～79歳は転入超過が見られる一方、20～24歳の転出超過が顕著になっています。



(単位：人)

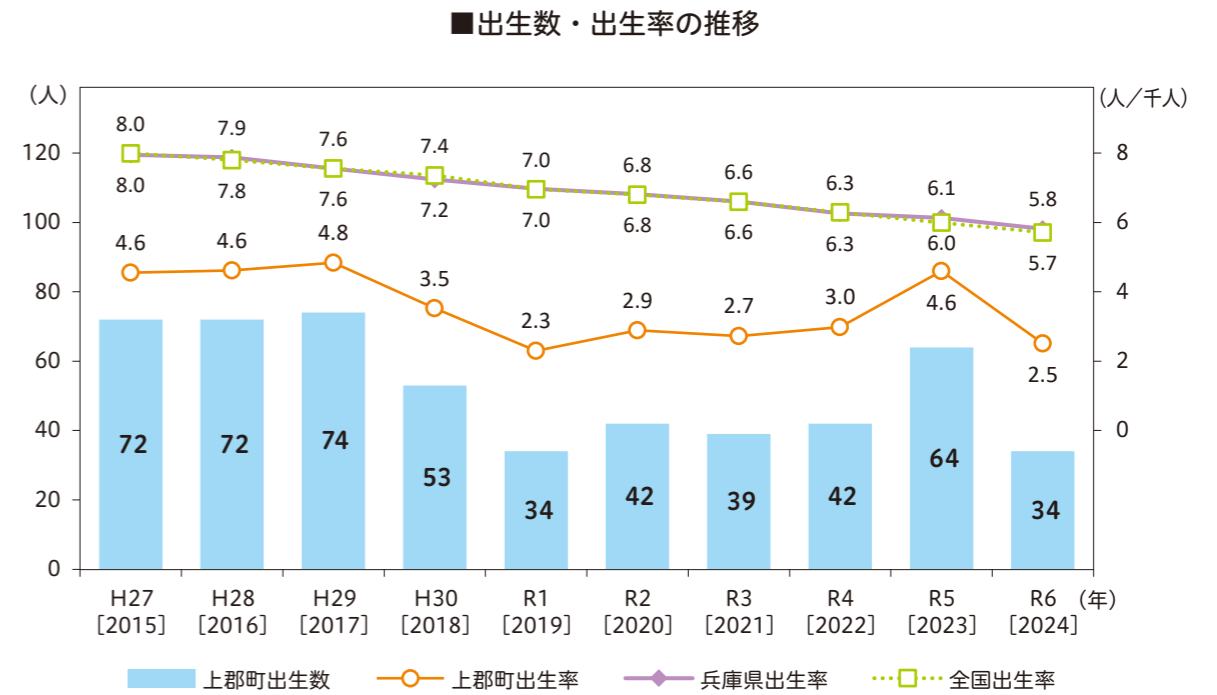
年齢	転入			転出			転入超過数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4歳	39	38	77	29	24	53	10	14	24
5～9歳	22	20	42	15	8	23	7	12	19
10～14歳	17	14	31	14	18	32	3	-4	-1
15～19歳	21	15	36	49	24	73	-28	-9	-37
20～24歳	86	61	147	154	127	281	-68	-66	-134
25～29歳	84	70	154	110	86	196	-26	-16	-42
30～34歳	62	63	125	72	81	153	-10	-18	-28
35～39歳	39	34	73	48	31	79	-9	3	-6
40～44歳	25	21	46	26	26	52	-1	-5	-6
45～49歳	30	29	59	40	38	78	-10	-9	-19
50～54歳	37	32	69	25	18	43	12	14	26
55～59歳	20	24	44	26	17	43	-6	7	1
60～64歳	22	21	43	12	17	29	10	4	14
65～69歳	20	10	30	8	11	19	12	-1	11
70～74歳	19	11	30	10	9	19	9	2	11
75～79歳	11	10	21	4	18	22	7	-8	-1
80～84歳	4	8	12	8	11	19	-4	-3	-7
85歳以上	1	11	12	7	22	29	-6	-11	-17
計	559	492	1,051	657	586	1,243	-98	-94	-192

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（令和4年～令和6年の累計）

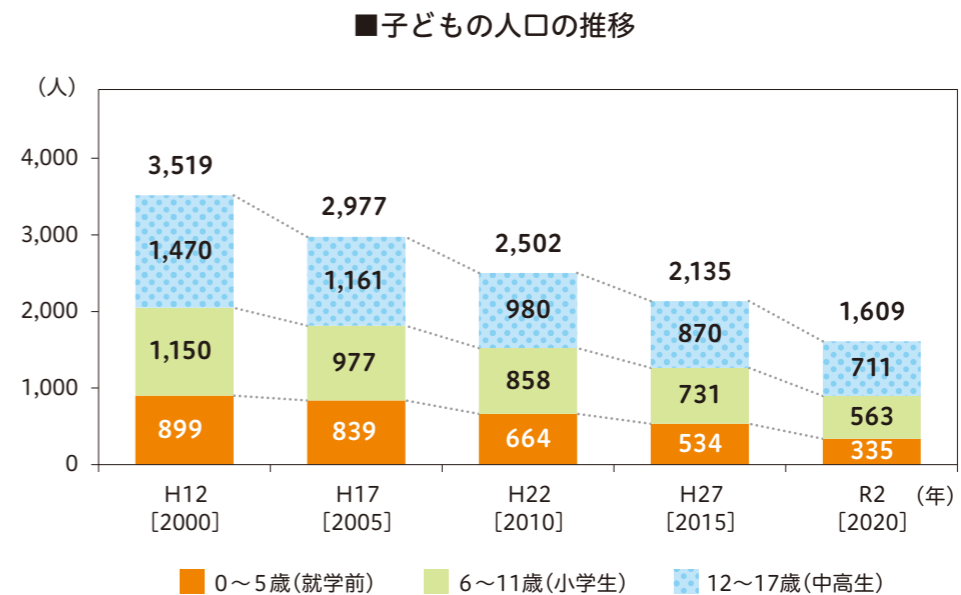
(2) こどもの状況

人口1,000人あたりの出生率は、全国及び兵庫県と比べて下回って推移しており、令和6年は34人となっています。

こどもの人口（18歳未満）は減少傾向にあり、令和2年は平成12年と比べて半数以下となっています。



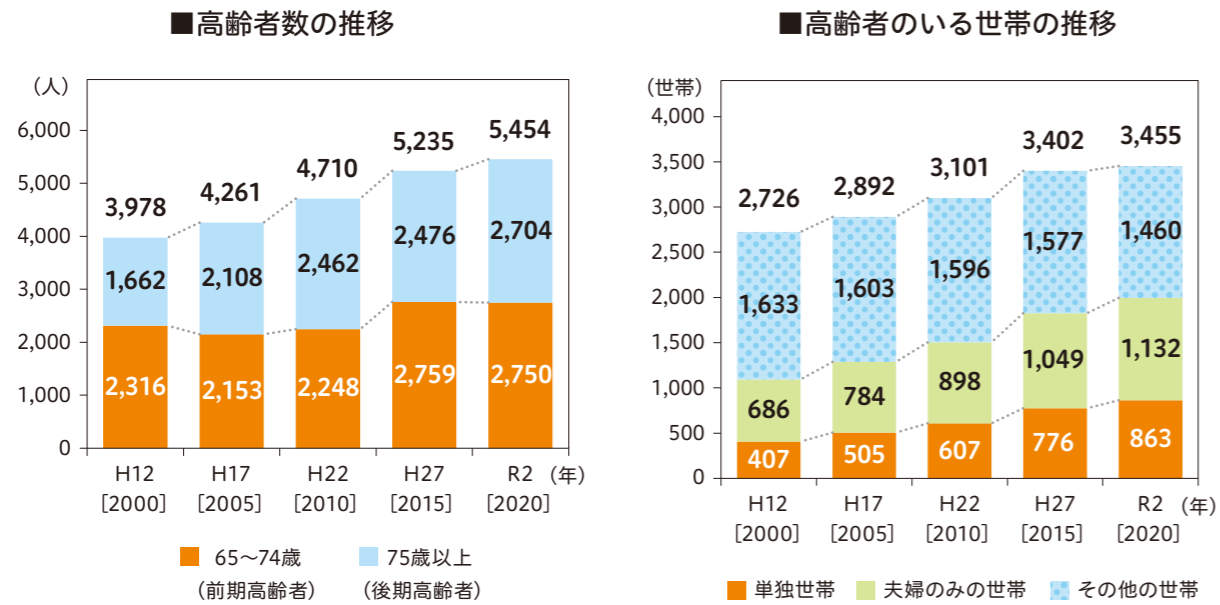
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数



資料：総務省「国勢調査」

(3) 高齢者の状況

高齢者数は増加傾向で推移しており、令和2年は5,454人となっています。
 高齢者のいる世帯は増加傾向で推移しており、令和2年は3,455世帯となっています。
 高齢者のいる世帯の構成割合を見ると、高齢者のいる世帯のうち、高齢者の「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」の合計割合は令和2年で57.8%となっています。

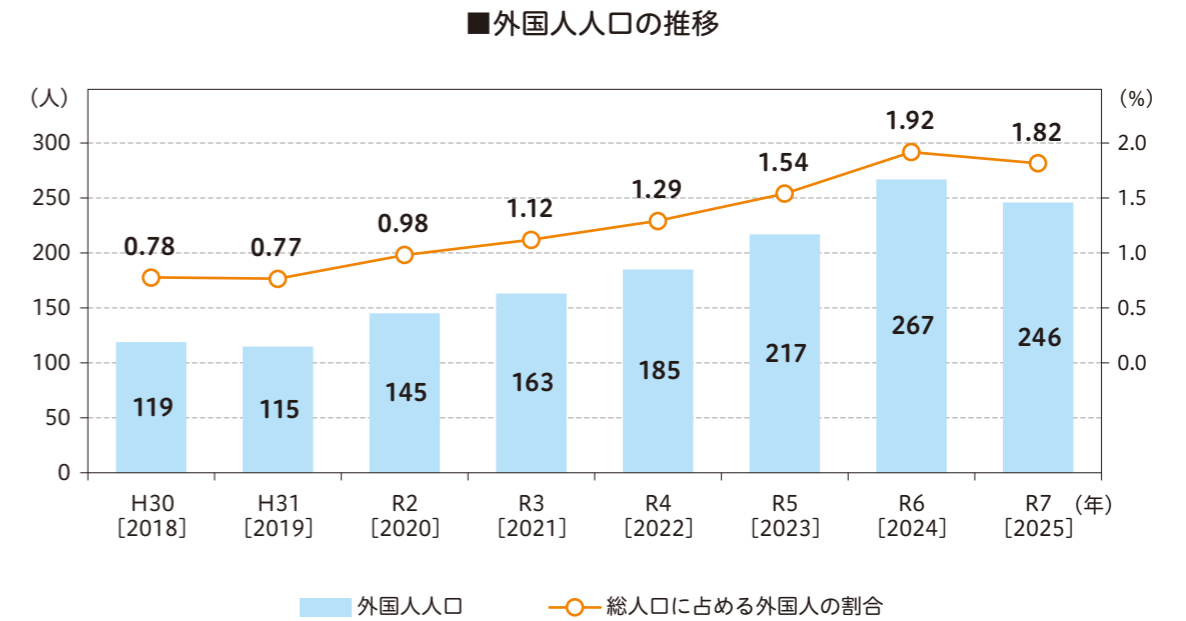


資料：総務省「国勢調査」

資料：総務省「国勢調査」

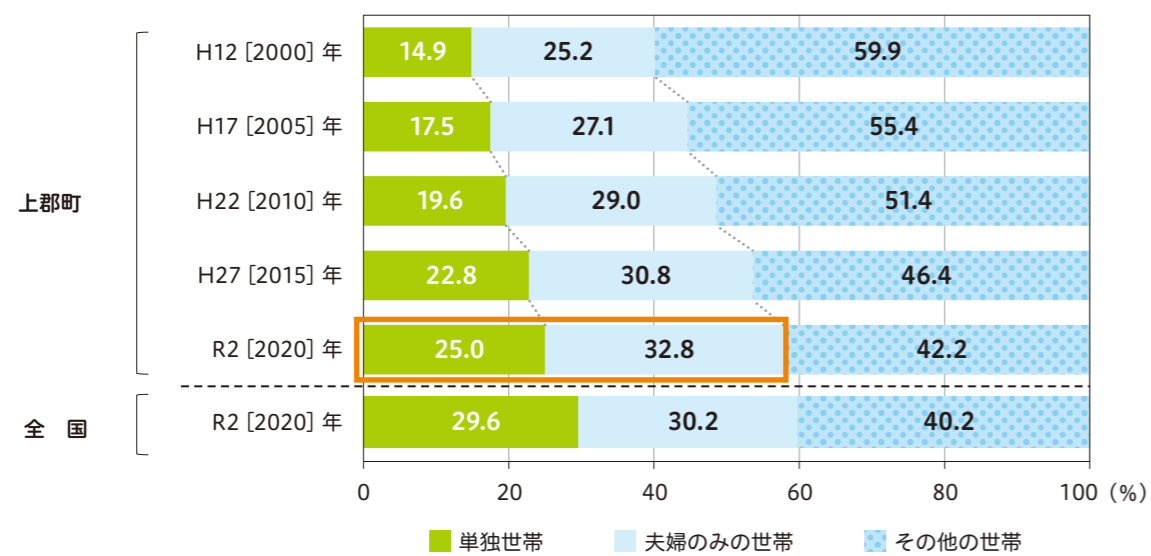
(4) 外国人人口の状況

住民基本台帳（令和7年1月1日時点）によると、町の総人口に占める外国人の割合は1.82%（246人）となっています。



資料：総務省「住民基本台帳」（各年1月1日時点）

■高齢者のいる世帯の構成割合の推移

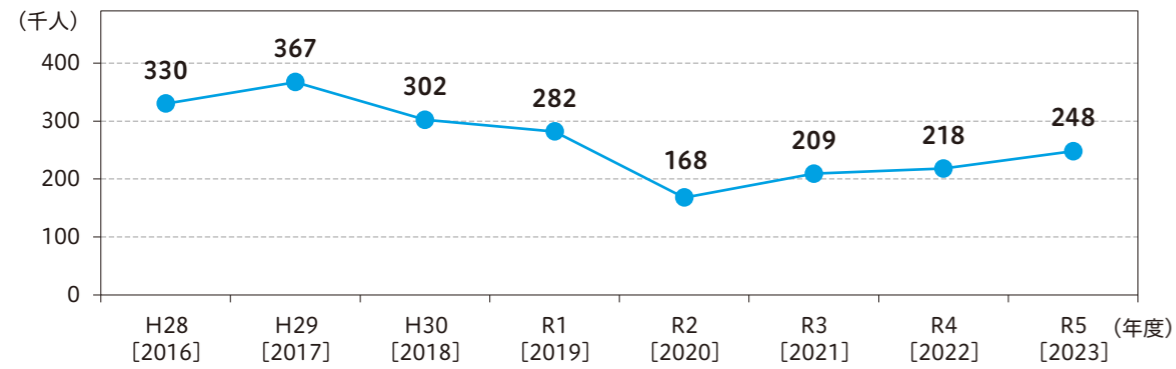


資料：総務省「国勢調査」

(5) 観光入込客数の状況

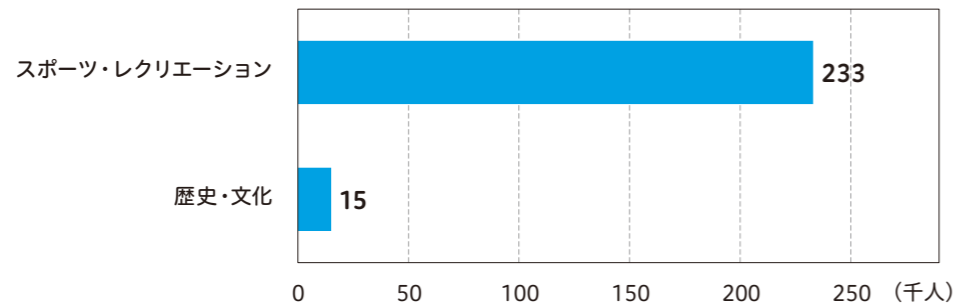
観光入込客数は、平成 29 年に 36 万 7 千人となりましたが、コロナ禍により令和 2 年には 16 万 8 千人まで落ち込みました。その後回復し、令和 5 年は 24 万 8 千人となっています。

■観光入込客数の推移



資料：兵庫県「兵庫県観光客動態調査報告書」

■目的別入込客数（令和 5 年度）



主要観光地への入込客数（施設名・入込客数の公表可能施設のみ）

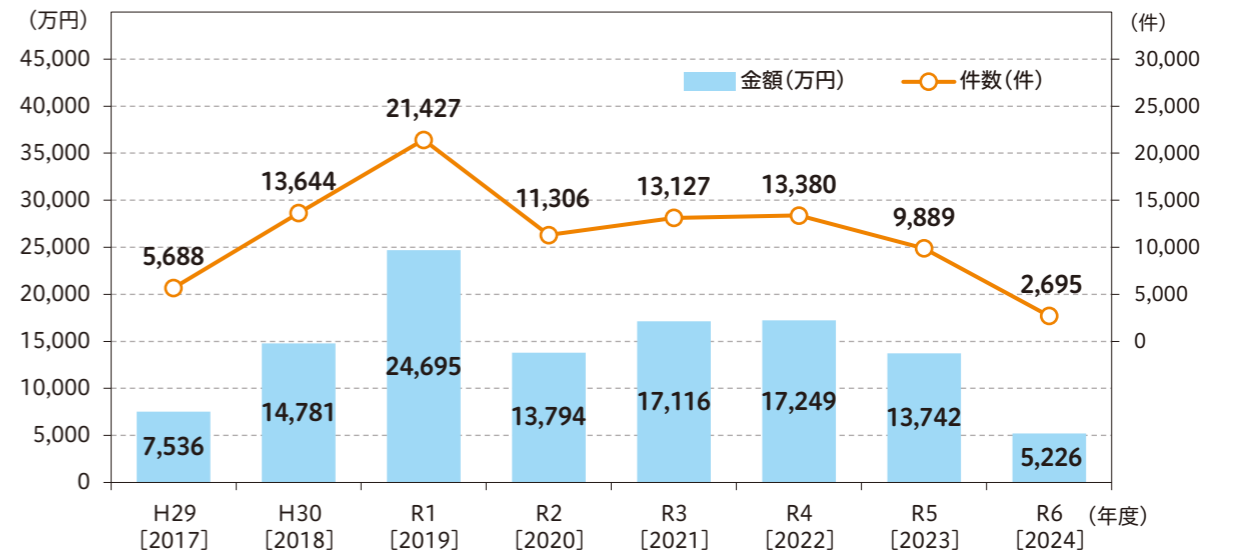
市町名	観光地名	令和 5 年度
上郡町	播磨光都サッカー場	154 千人

資料：兵庫県「兵庫県観光客動態調査報告書」

(6) ふるさと納税

ふるさと納税額の推移を見ると、令和元年度には 21,427 件（24,695 万円）となりましたが、以降は減少し、令和 6 年度は 2,695 件（5,226 万円）となっています。

■ふるさと納税の受入額・受入件数の推移



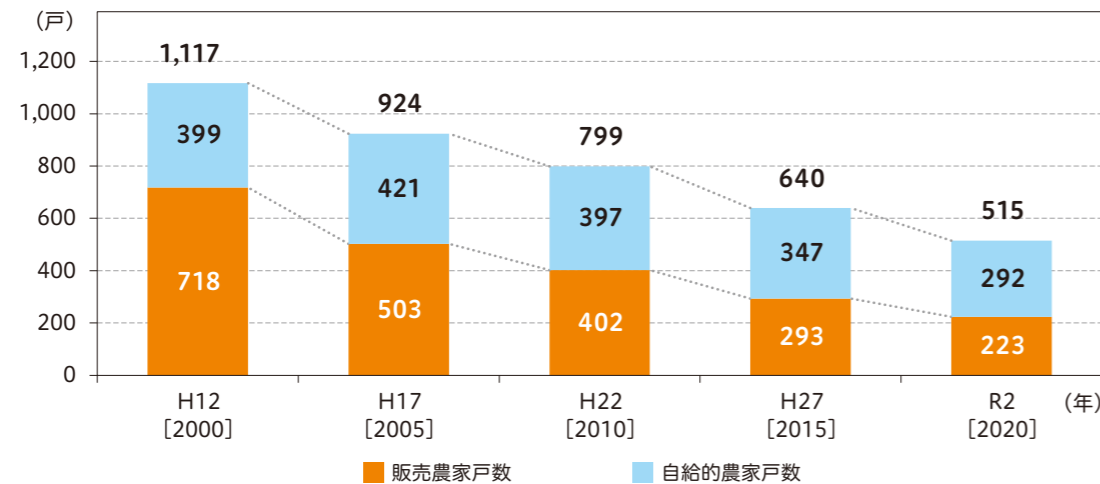
資料：総務省「ふるさと納税に関する現況調査」

(7) 産業の状況

① 農業

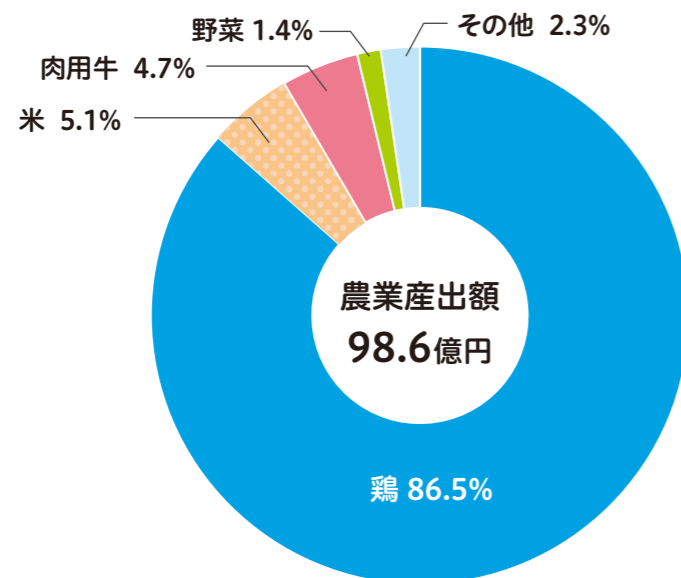
農業を見ると、自給的農家^(※1)戸数及び販売農家^(※2)戸数ともに減少で推移しています。農業産出額98.6億円に対して、「鶏」が86.5%と最も高く、次いで、「米」(5.1%)、「肉用牛」(4.7%)の順となっています。

■農業：農家戸数の推移



資料：世界農林業センサス（平成12年、22年） 農業センサス（平成17年、27年、令和2年）

■農業：品目別農業産出額



資料：農林水産省「令和5年市町村別農業産出額（推計）」

(※1) 「自給的農家」：経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家。

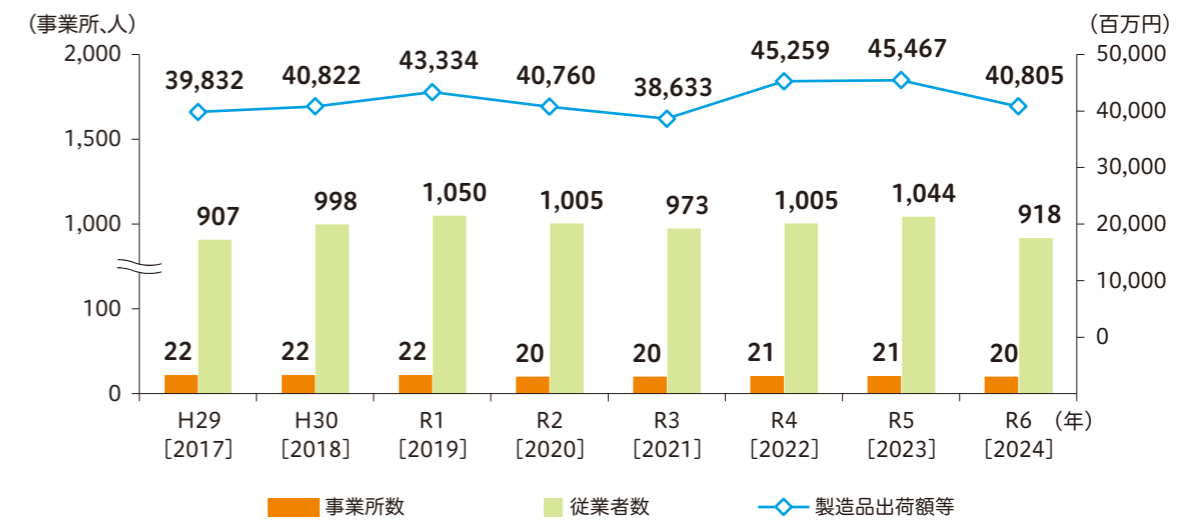
(※2) 「販売農家」：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

② 工業・商業

工業を見ると、事業所数、従業者数とも、平成30年以降ほぼ横ばいで推移しており、令和6年度の製造品出荷額は40,805百万円となっています。

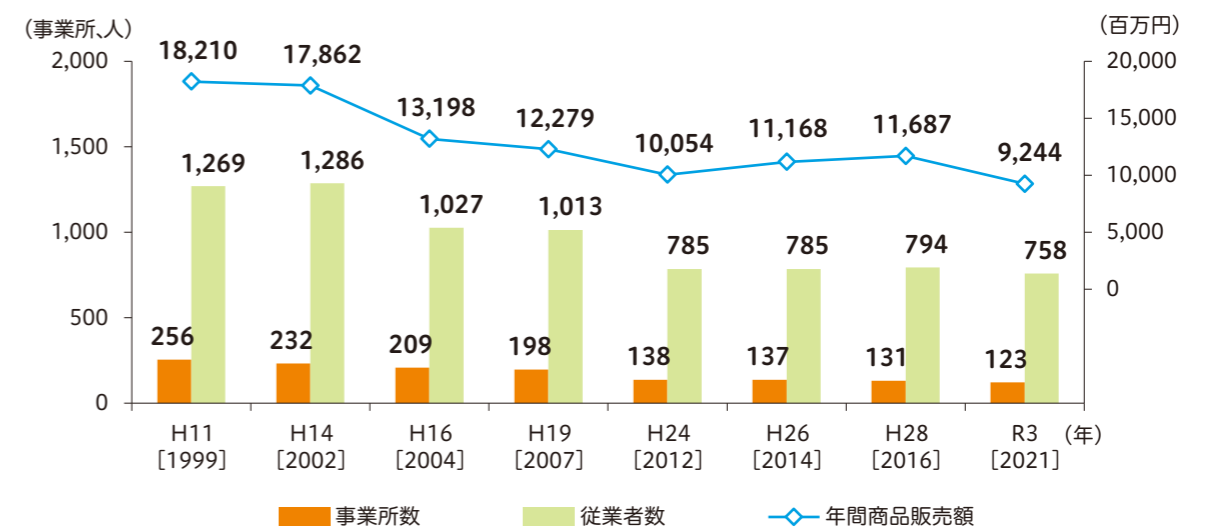
商業を見ると、事業所数は減少で推移していますが、従業者数は平成24年以降ほぼ横ばいとなっています。また、令和3年の年間商品販売額は9,244百万円であり、平成11年以降で最も低くなっています。

■工業：事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査、経済センサス-活動調査（平成28年、令和3年）、経済構造実態調査 製造業事業所調査（令和4年～令和6年）

■商業：事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移

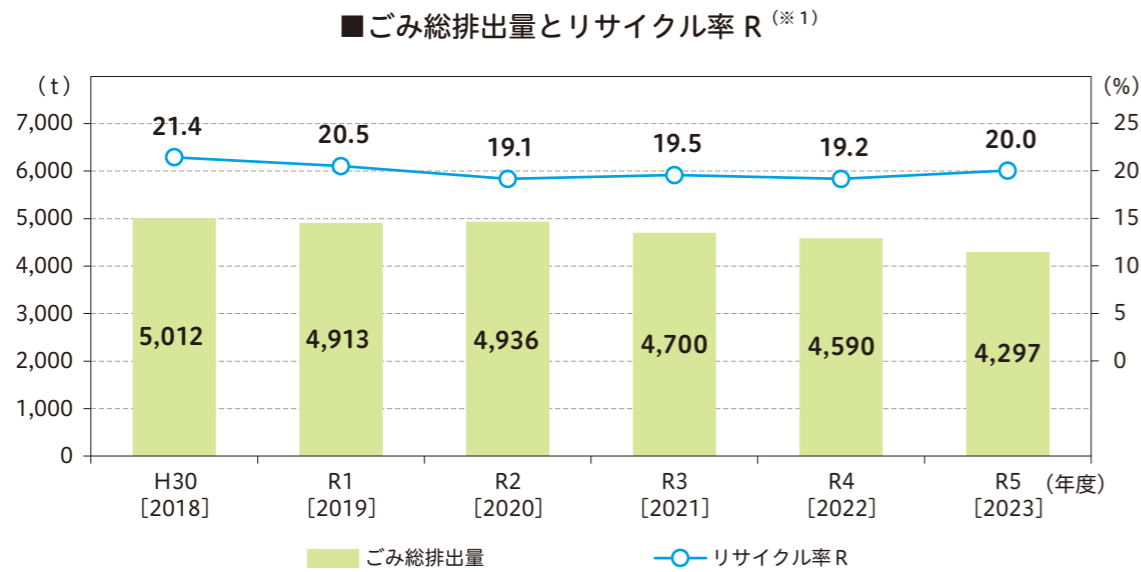


資料：商業統計、経済センサス-活動調査（平成24年、平成28年、令和3年）

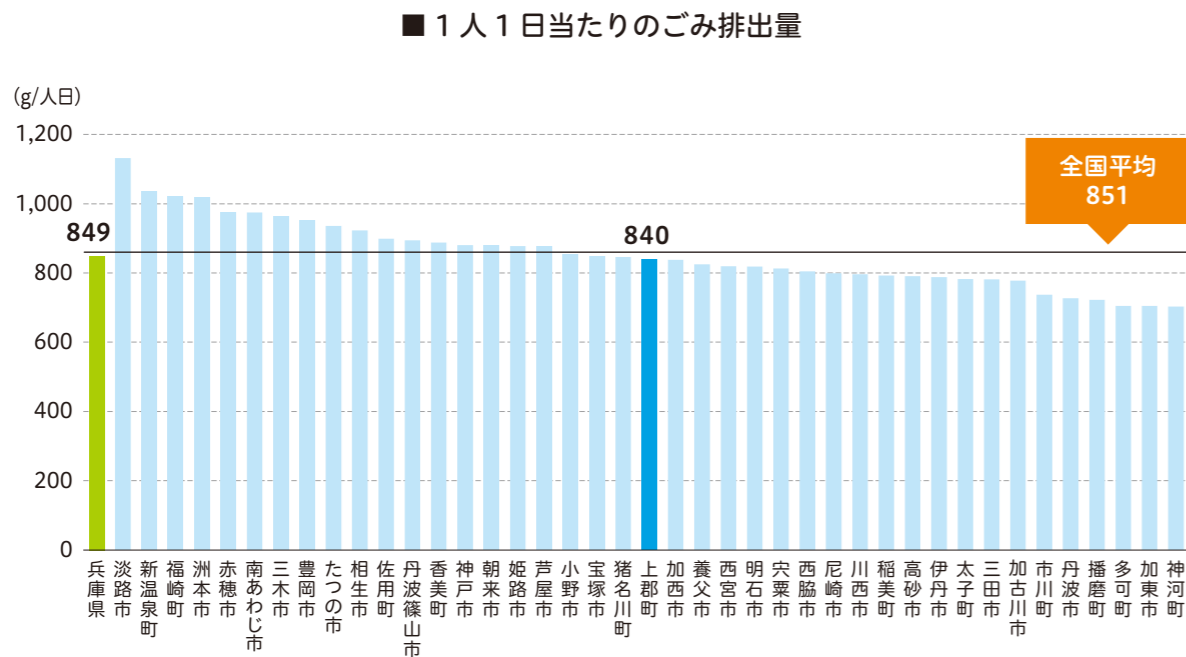
(8) 環境衛生

平成 30 年以降、リサイクル率は横ばいですが、ごみの総排出量は減少傾向で推移しています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は 840g/人日となっており、全国及び兵庫県と同程度となっています。



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（令和 5 年度）」

(※ 1) 「リサイクル率 R」：廃棄物の総排出量に対するリサイクル量の割合を示す指標であり、(直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100 で計算される。

2 上郡町住民満足度調査結果（概要）

(1) 一般住民向け調査結果

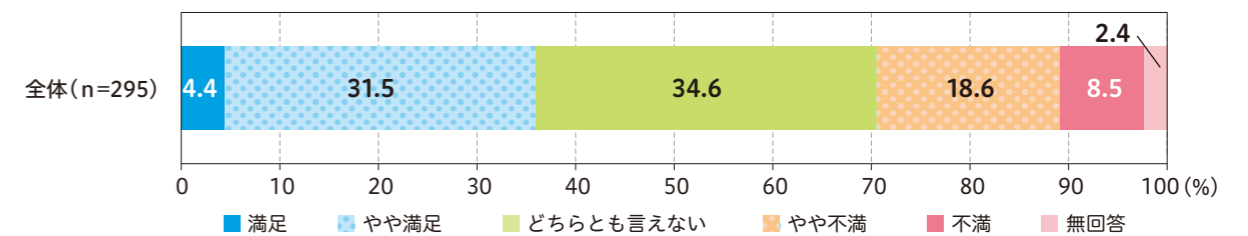
◆調査期間 令和 6 年 8 月

対象	配布数	回収数	回収率
一般住民（16 歳以上）	1,000 票	295 票	29.5%

① 町における生活満足度

「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”の割合は 35.9%、「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”の割合は 27.1%となっています。

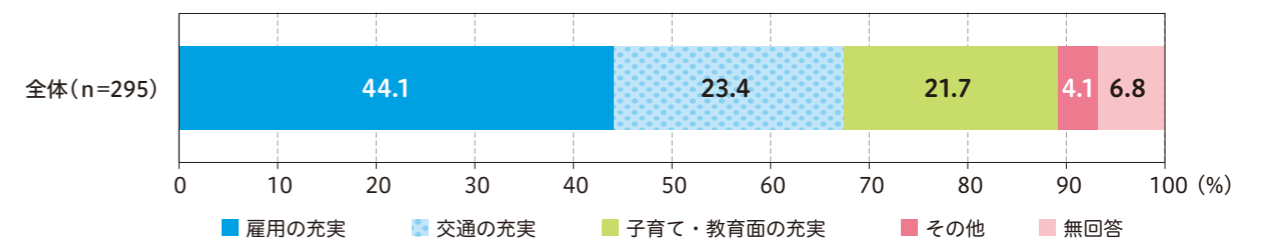
【問】総合的にみて今の上郡町における生活に満足していますか。



② 町に住み続けるために重要なこと

「雇用の充実」が 44.1%と最も高く、次いで、「交通の充実」（23.4%）、「子育て・教育面の充実」（21.7%）の順となっています。

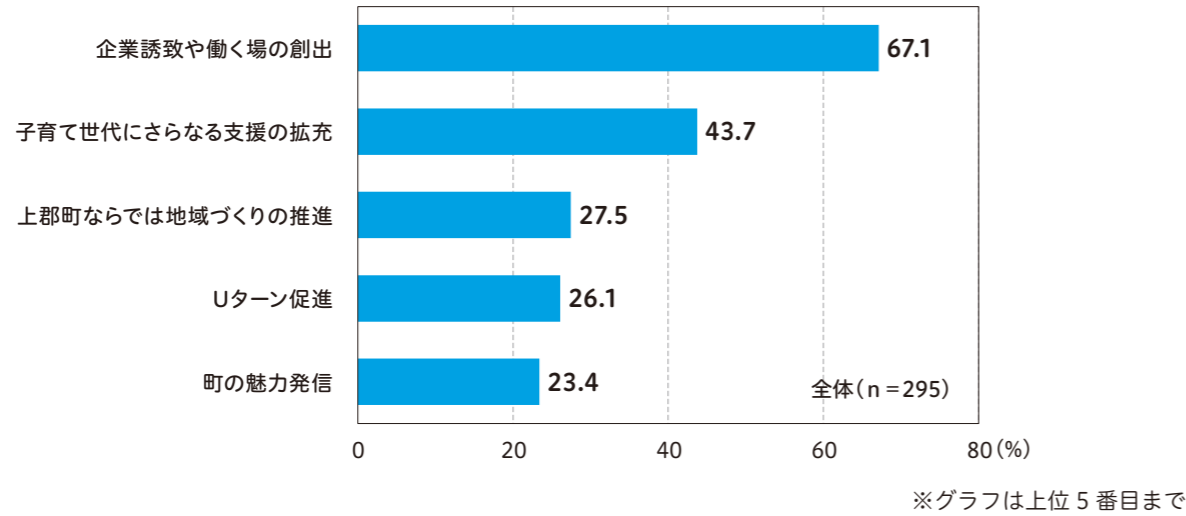
【問】上郡町で住み続けるには、何が重要ですか。



③ 定住促進のため必要なこと

「企業誘致や働く場の創出」が67.1%と最も高く、次いで、「子育て世代にさらなる支援の拡充」(43.7%)、「上郡町ならではの地域づくりの推進」(27.5%)の順となっています。

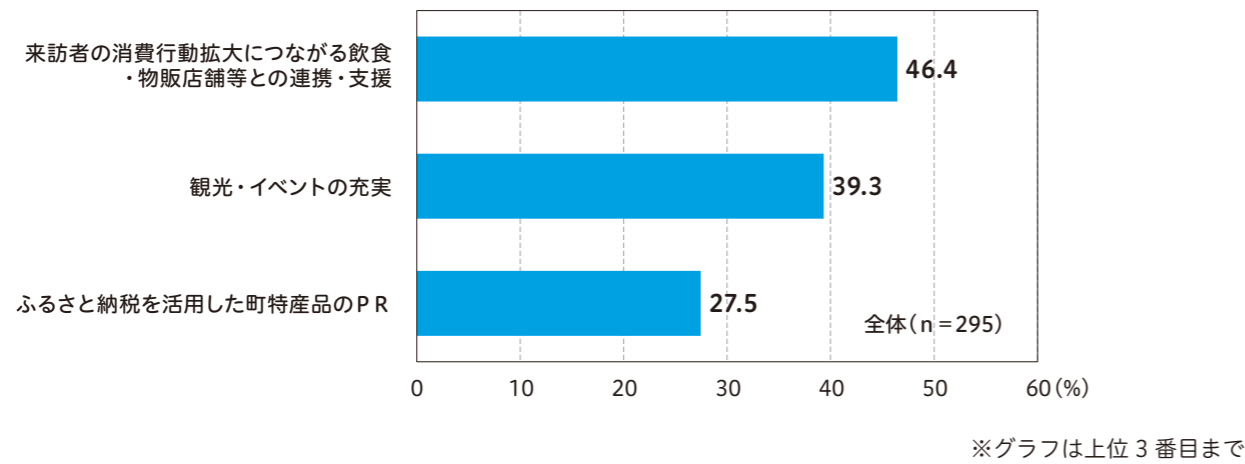
【問】定住促進のため、必要なことは何だと思えますか。(複数回答可)



④ 町の活性化のため必要なこと

「来訪者の消費行動拡大につながる飲食・物販店舗等との連携・支援」が46.4%と最も高く、次いで、「観光・イベントの充実」(39.3%)、「ふるさと納税を活用した町特産品のPR」(27.5%)の順となっています。

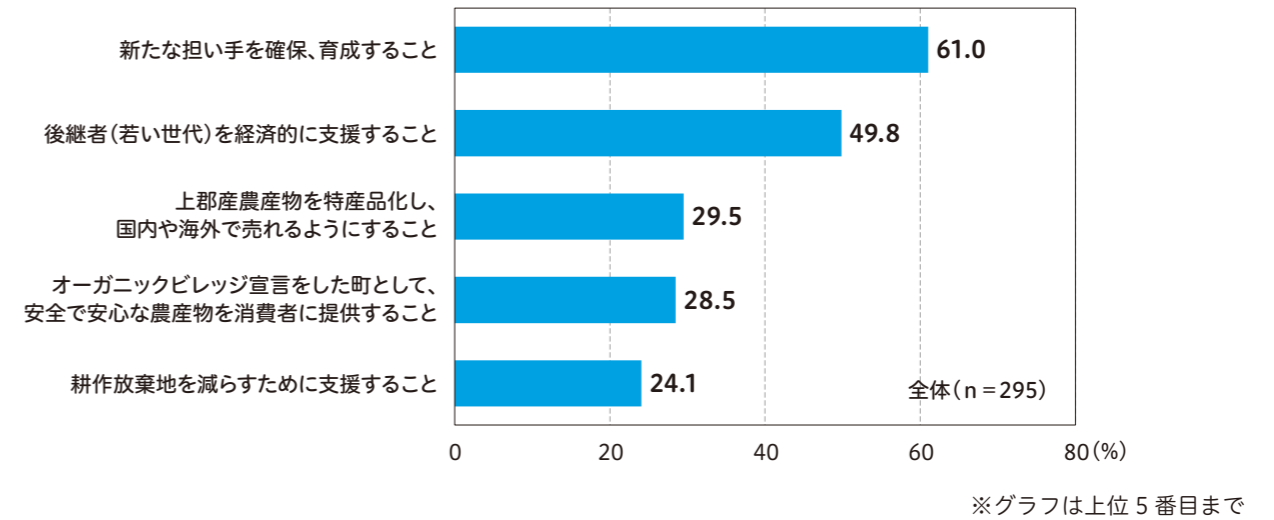
【問】上郡町が活性化するために、必要なことは何だと思えますか。(複数回答可)



⑤ 農業の発展のため必要なこと

「新たな担い手を確保、育成すること」が61.0%と最も高く、次いで、「後継者(若い世代)を経済的に支援すること」(49.8%)、「上郡産農産物を特産品化し、国内や海外で売れるようにすること」(29.5%)の順となっています。

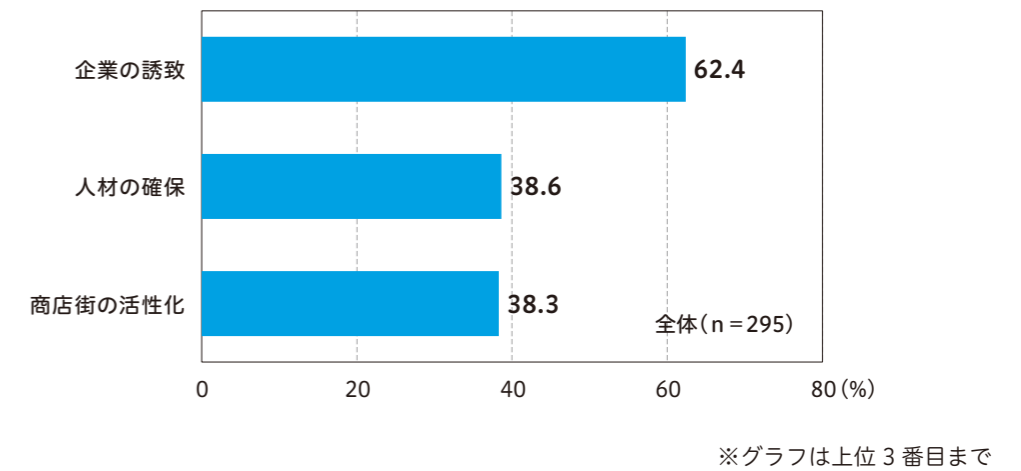
【問】農業のさらなる発展のため、必要なことは何だと思えますか。(複数回答可)



⑥ 商工業の発展のため必要なこと

「企業の誘致」が62.4%と最も高く、次いで、「人材の確保」(38.6%)、「商店街の活性化」(38.3%)の順となっています。

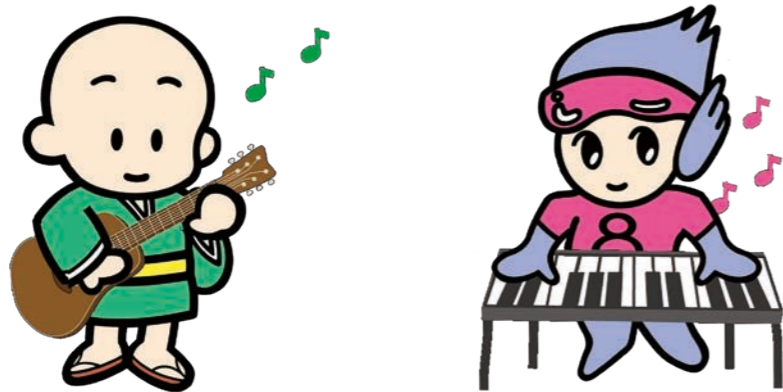
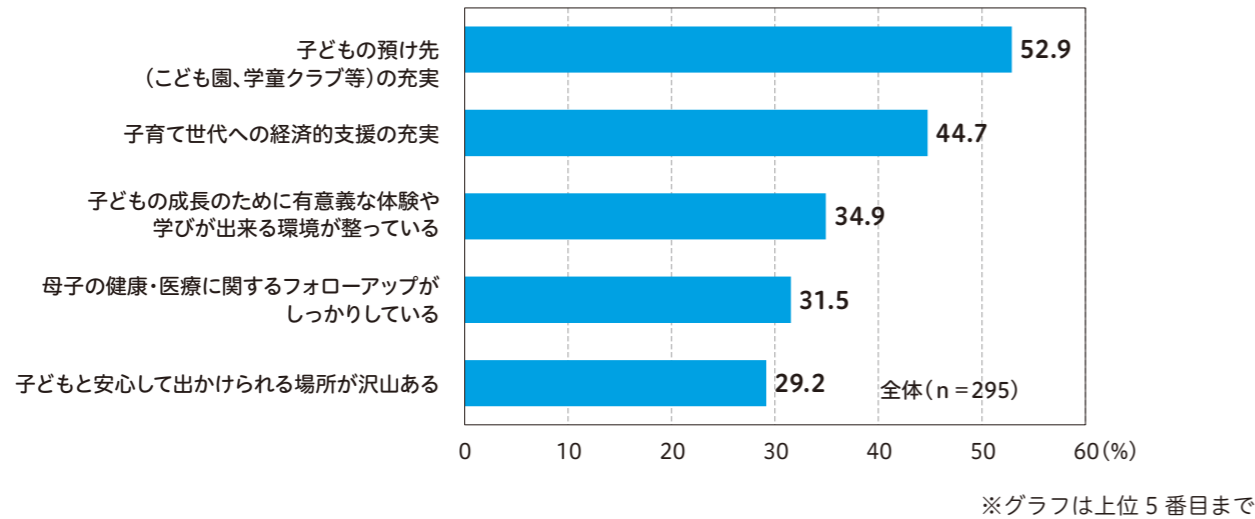
【問】商工業発展のため、必要なことは何だと思えますか。(複数回答可)



⑦ 子育ての充実のため必要なこと

「子どもの預け先（こども園、学童クラブ等）の充実」が52.9%と最も高く、次いで、「子育て世代への経済的支援の充実」（44.7%）、「子どもの成長のために有意義な体験や学びが出来る環境が整っている」（34.9%）の順となっています。

【問】安心して子育てができるためには、どの点が充実していることが大切ですか。（複数回答可）



(2) 中高生調査結果

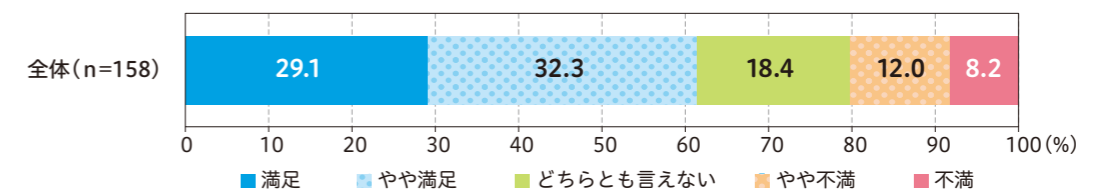
◆調査期間 令和6年8月

対象	配布数	回収数	回収率
上郡中学校全生徒及び上郡高等学校在校生のうち町内在住者	373票	158票	42.4%

① 町における生活満足度

「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”の割合は61.4%、「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”の割合は20.2%となっています。

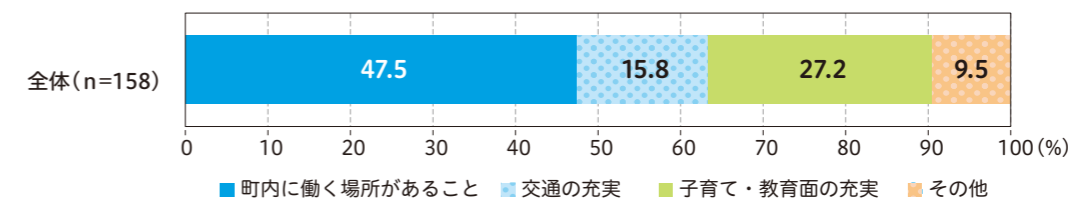
【問】総合的にみて今の上郡町における生活に満足していますか。



② 町に住み続けるために重要なこと

「町内に働く場所があること」が47.5%と最も高く、次いで、「子育て・教育面の充実」（27.2%）、「交通の充実」（15.8%）の順となっています。

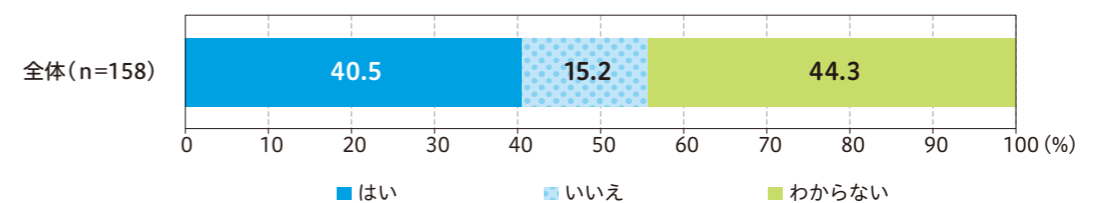
【問】上郡町で住み続けるには、何が重要ですか。



③ Uターンの希望

「はい」が40.5%と最も高く、次いで、「わからない」（44.3%）、「いいえ」（15.2%）の順となっています。

【問】もし、進学や就職で上郡町を出ることになっても、また上郡町に戻ってきたいと思いませんか。



3 SDGs について

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。



《SDGs における 2030 年までの 17 のゴール》

1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する
9. 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12. 持続可能な生産消費形態を確保する
13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

4 上郡町総合計画に関する規則

昭和 58 年 9 月 28 日
規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上郡町総合計画 (基本構想・基本計画実施計画) の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において「基本構想」とは、町の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる町の経営の根幹となる構想であり、まちづくりの将来目標とその実現のための施策の基本方針を明らかにした構想をいう。
- 2 この規則において「基本計画」とは、基本構想において設定された町の将来の目標及び施策の大綱に基づき町の総合的かつ一体的な整備のために必要な施策の方向を明らかにした計画をいう。
- 3 この規則において「実施計画」とは、基本計画で定められた施策を町が行財政を推進するうえにおいて、どのように実施していくかを明らかにしたもので、事業実施のための年次計画を定めた計画をいう。

(組織)

- 第 3 条 総合計画に関する原案等の作成について、各課 (局、所、室) 間の連絡調整を図るため、上郡町総合計画策定委員会 (以下「策定委員会」という。) を置く。
- 2 策定委員会は、策定委員 20 名以内をもってあて職員の中から、町長が任命する。
- 第 4 条 総合計画の策定に当たり、策定委員会で作成した原案等についての調整や、その他実施に関し、必要な調査及び検討を行うため、企画会議を置く。
- 2 企画会議は、企画委員若干名をもって組織し、企画委員は、本町課 (局、所、室) 長のうちから町長が任命する。

(総合計画策定の原則)

第 5 条 総合計画は、計画的かつ効果的な行政を確立し、行政各部門相互間に有機的関連を保ちながら、本町発展のための総合的成果をあげるように策定しなければならない。

(総合計画の策定)

- 第 6 条 総合計画は、町長が定める基準に従い、策定委員及び企画委員で協議した案を総合計画担当課長がとりまとめて、原案を作成し、町長が決定する。
- 第 7 条 基本構想の期間は、20 年以内とし、5 年を経過するごとに検討を加え、さらに 20 年以内の計画として社会経済情勢の推移に適合するよう策定するものとする。
- 2 基本計画の期間は、10 年以内の計画とし、前項の場合のほか、特別な理由がない限り変更しないものとする。
- 3 実施計画の期間は、3 年とし、1 年を経過するごとに検討を加えるものとする。

(関係資料の送付)

第 8 条 各課 (局、所、室) は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成し、又は入手したときは、速やかに総合計画担当課に送付するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 9 条 町長は、第 6 条の規定により、総合計画を決定しようとするとき、及びその他総合計画に関する重要な事項の決定に当たり、特に必要があると認めるときは、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定により定める上郡町総合計画審議会に諮問するものとする。

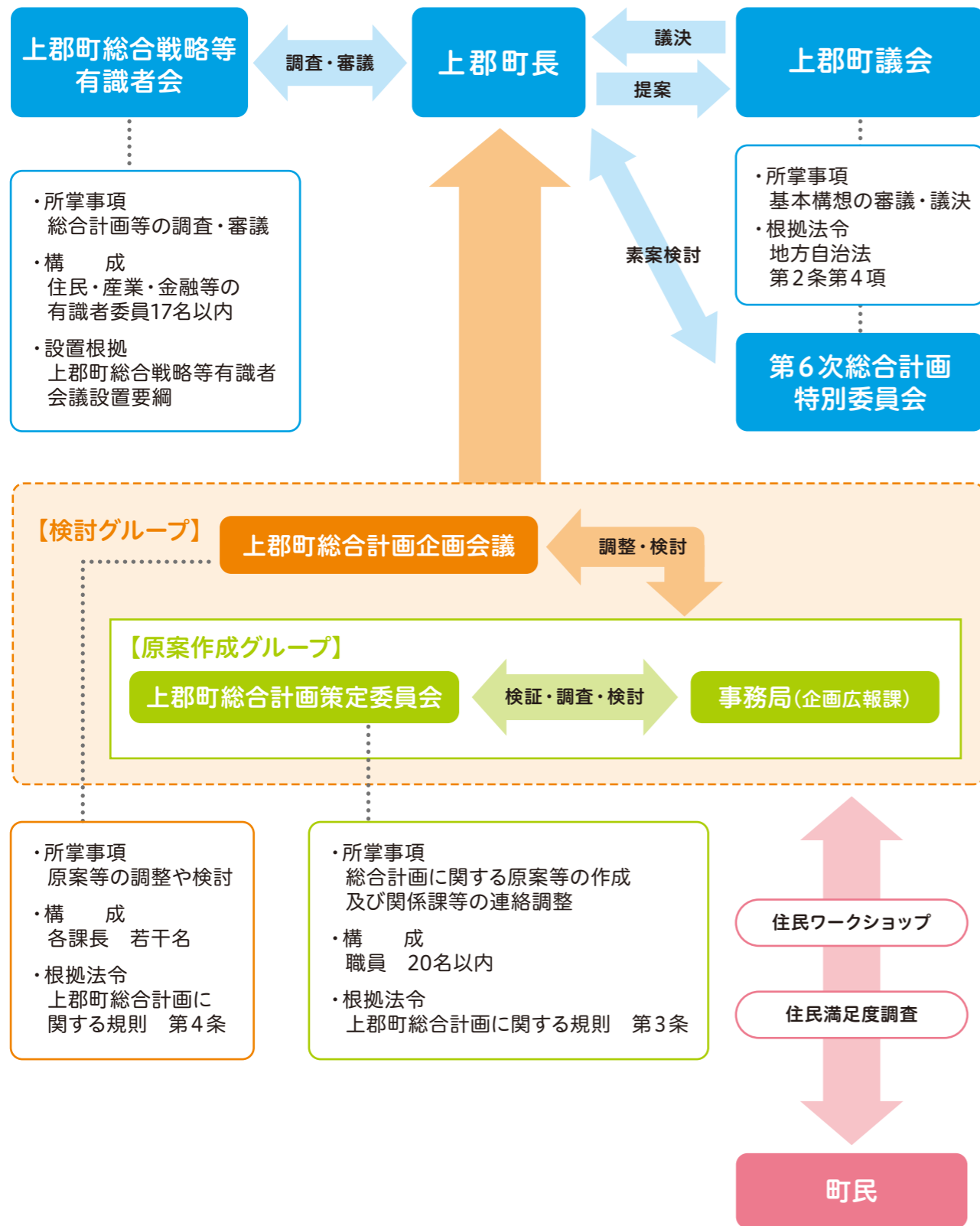
(補則)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

5 上郡町第6次総合計画策定の組織体制



6 総合戦略等有識者会議委員名簿

No	分類	所属	役職	氏名
1	学識者	神戸国際大学 経済学部	教授	畑 正夫
2	金融	株式会社みなと銀行上郡支店	支店長	荒木 西佳
3	健康・保健	赤穂健康福祉事務所	所長	勝山 博信
4	福祉	上郡町社会福祉協議会	理事長	末政 貴広
5	産業(商業)	株式会社フジ マックスバリュ上郡南店	店長	青木 大輔
6	産業(工業)	光菱電機株式会社	代表取締役社長	城山 繁
7	産業(農業)	しらはた農園 MOTO	代表	田中 源道
8	産業(観光) 学識者	奈良教育大学 社会科教育講座(地理学)	准教授	河本 大地
9	教育子育て 学識者	兵庫大学 教育学部教育学科	教授	半田 結
10	まちづくり	上郡町商工会	事務局長	川畑 雅義
11	まちづくり	かみごおり観光協会	事務局長	小河 浩美
12	地域資源	県立上郡高等学校	校長	武田 由哉
13	広報(情報)	上郡民報社	記者	山本 里美
14	女性参画	かみごおり 農業女子【畑の女】	代表	原田 百世

町長	梅田 修作
副町長	山本 高士
健康福祉課長	西谷 一徳
地域振興課長	深澤 寿彦
農林振興課長	竹本 伸也
教育次長兼教育推進課長	竹内 澄子
企画広報課長	木村 将志
企画広報課参事	石原 裕子
企画広報課係長	杉山 朋
企画広報課主査	植田 成美
企画広報課主査	塩尻 佑

事務局

7 第6次総合計画特別委員会委員名簿

職名	氏名
委員長	澤田 正治
副委員長	木村 公男
委員	柳川 貴洋
委員	井上としひろ
委員	米田 浩樹
委員	佐野 廣一
委員	立花 照弘
委員	田淵 千洋
委員	井口まさのり
議長	河井 正人

順不同（令和8年3月現在）

8 「第6次総合計画」策定に係る企画会議委員名簿

区分	所属	職名	氏名
委員長		副町長	山本 高士
委員	財政管理課	課長	井上 博基
	総務課	課長	山田 壽範
	税務課	課長	中尾 操
	住民課	危機管理監兼課長	壽賀 勇
	健康福祉課	課長	西谷 一徳
	国保介護支援課	課長	西川 佳宏
	地域振興課	課長	深澤 寿彦
	農林振興課	課長	竹本 伸也
	建設課	課長	中井 哲也
	上下水道課	課長	山本 正利
	教育推進課	教育次長兼課長	竹内 澄子
	生涯学習課	課長	藤井 一泰

9 「第6次総合計画」策定に係る策定委員会委員名簿

区分	所属	職名	氏名
委員	財政管理課	副課長兼管財係長	吉村 淳二
	総務課	総務係長	長谷川太郎
	税務課	副課長	安藤 孝
		収税管理係長	尾上 英士
	住民課	副課長兼消防防災係長	神尾 達也
	健康福祉課	地域福祉係長	山本 亨紀
	国保介護支援課	副課長兼国保年金係長	大下 裕子
	地域振興課	副課長兼商工観光・定住交流担当係長	岡田 慎平
	農林振興課	農政係長（農業委員会・農政担当）	安西 和久
	建設課	副課長兼工務係長	高永 宣良
	上下水道課	副課長兼工務係長（上水道担当）	衣本 理剛
	教育推進課	副課長兼教育推進係長	坂越 善徳
	生涯学習課	文化財係長	島田 拓

10 策定の経緯

年月日	内 容
令和6年8月	住民満足度調査
令和7年7月9日	令和7年度第1回上郡町総合戦略等有識者会議 (1) 委員の紹介 (2) データからみる町の概況について (3) 取り組んでいる主な事業について (4) 現行計画の令和6年度実績について
令和7年7月11日	住民ワークショップ（第1回）の実施
令和7年8月4日	住民ワークショップ（第2回）の実施
令和7年8月20日	令和7年度第2回上郡町総合戦略等有識者会議 (1) 計画策定に当たって (2) 住民ワークショップ結果の報告について (3) 町の将来像に関する意見交換
令和7年10月14日	第1回 第6次総合計画特別委員会
令和7年10月29日	令和7年度第3回上郡町総合戦略等有識者会議 (1) アイデアシートとりまとめについて (2) 上郡町総合計画（序論～基本構想）について
令和7年11月10日	第2回 第6次総合計画特別委員会
令和7年11月12日	令和7年度第4回上郡町総合戦略等有識者会議 (1) 上郡町総合計画（基本計画）について
令和7年12月17日～1月16日	パブリックコメントの実施
令和8年1月29日	第3回 第6次総合計画特別委員会
令和8年2月9日	令和7年度第5回上郡町総合戦略等有識者会議 (1) パブリックコメントの結果について (2) 上郡町総合計画（最終案）について
令和8年2月18日	第4回 第6次総合計画特別委員会

上郡町第6次総合計画

令和8年3月

編集・発行 上郡町

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

TEL:0791-52-1111 FAX:0791-52-5172



未来の上郡

上郡中学校美術部制作